

「京都市駐車場条例」の改正に向けてご意見を募集します



(パブコメ君)

～一定規模以上かつ特定の建築物に対して、自動二輪車の駐車場の設置を新たに義務付けます～

どうして条例を改正するの？

市民の移動手段として多く利用されている自動二輪車※¹が、道路上に駐車されると、安全な通行が妨げられるとともに、都市の良好な景観を阻害する要因になります。

京都市では自動二輪車の利用実態や駐車実態等を踏まえ、歩く魅力にあふれる快適な道路空間を確保するため、京都市駐車場条例を改正し、一定規模以上かつ特定の建築物を建築する際に、**自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける**とともに、**設置する自動二輪車の駐車場の台数に応じて、自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度**を検討しています。

※¹ 排気量が50ccを超える二輪車（50cc以下の原動機付自転車は含みません。）

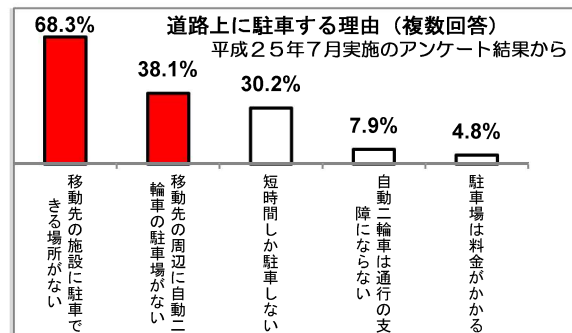
京都市の状況はどうなっているの？

京都市における自動二輪車の利用実態

- ・自動二輪車の保有台数は増加を続けている。
- ・二輪車（50cc以下の原動機付自転車を含む）の駐車違反件数が多い。
- ・政令指定都市の中で、自動二輪車を保有している方の割合が最も高い。

路上駐車が行われる要因(アンケート結果から)

- ・道路上に駐車する理由としては、自動二輪車で移動した先の施設やその周辺に駐車場がないという声が多い。
- ・また、移動先の施設に自動二輪車の駐車場が整備されることを望む声が多い。



自動二輪車の駐車場の必要性

- ・今後も自動二輪車の保有台数は増加が見込まれるため、自動二輪車の駐車場を確保しなければ、更に路上駐車が増加する恐れがある。
- ・路上駐車が増加すると歩行者や車両の安全な通行が妨げられ、交通事故の要因になることがあり、また、都市の良好な景観を阻害する要因にもなる。

一定規模以上かつ特定の建築物に自動二輪車の駐車場を設置していただきます

「京都市駐車場条例」の改正

京都市では一定規模以上かつ特定の建築物を建築する際に自動車や自転車の駐車場の設置を義務付けています。

自動二輪車についても、**一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付ける**とともに、**設置する自動二輪車の駐車場の台数に応じて、自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度**を新たに導入するため、京都市駐車場条例の改正を検討しています。

そこで、こうした**京都市駐車場条例の改正案**について、市民の皆さまのご意見を募集し、お寄せいただくご意見も参考にしながら「京都市駐車場条例」を改正する予定です。

1 自動二輪車の駐車場の付置義務制度の内容(京都市駐車場条例の改正案)

どのような場合に自動二輪車の駐車場を設置しなければならないの？

(1) 自動二輪車の駐車場を設置しなければならない建築物(対象建築物)

次に掲げる、「ア 建築物の種類(建物の用途)」と「イ 建築物の大きさ(延床面積)」のいずれにも該当する建築物を建築する場合に自動二輪車の駐車場の設置を義務付けます。

ア 建築物の種類(建物の用途)

駐車場法で自動車、自動二輪車の利用者が多い建築物として規定されている以下の建築物(駐車場法施行令第18条に規定される特定用途の建築物)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

イ 建築物の大きさ(延床面積^{※2})

次に掲げる用途地域^{※3}ごとに定めた規模以上の建築物

用途地域	建築物の大きさ(延床面積)
商業地域、近隣商業地域	2,000㎡を超えるもの
周辺地区 (第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域)	3,000㎡を超えるもの

※2 建築物の各階における床面積を合計した面積

※3 京都市では市街化区域を住居、商業、工業などの地域に指定し、建築できる建物の種類を定めています。お住まいの敷地が、どの用途地域に指定されているかにつきましては、京都市のホームページ「http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/search_main.htm」で確認できます。

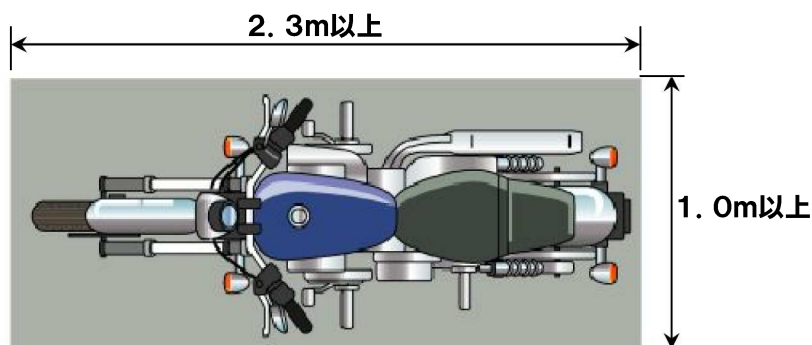
自動二輪車の駐車場の広さは？

(2) 自動二輪車の駐車場の構造

駐車場の広さ

自動二輪車の駐車場の大きさは、国が定める基準を基に幅1m以上、長さ2.3m以上とします。

駐車場イメージ



自動二輪車の駐車場は何台設置しなければならないの？

(3) 自動二輪車の駐車場の義務付け台数の算定

ア 駐車場の台数の算定式

自動二輪車の駐車場の義務付け台数は次に掲げる算定式で計算します※⁴（小数点以下は四捨五入）。

用途地域	百貨店その他の店舗	左記以外の特定用途の建築物
商業地域，近隣商業地域	$\frac{(\text{延床面積}) - 2,000\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} \text{ 台}$	$\frac{(\text{延床面積}) - 2,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2} \text{ 台}$
周辺地区	$\frac{(\text{延床面積}) - 3,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2} \text{ 台}$	

※⁴ 計算の結果，当該数値が1未満である場合は切り上げて1台とします。

イ 駐車場の台数(算定例)

・商業地域に9,000m²の店舗を建築する場合

$$\frac{(9,000\text{m}^2) - 2,000\text{m}^2}{3,000\text{m}^2} = 2.33 \Rightarrow \underline{2\text{台の自動二輪車の駐車場が必要}}$$

・近隣商業地域に5,000m²の事務所を建築する場合

$$\frac{(5,000\text{m}^2) - 2,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2} = 0.38 \Rightarrow \underline{1\text{台}}$$

(計算結果が1未満の場合は，1台必要となります。)

・工業地域に2,500m²の工場を建築する場合

工業地域は3,000m²以上の建築物を対象にしているため，自動二輪車の駐車場を設置する義務は生じません。

・準工業地域に7,000m²の研究施設を建築する場合

研究施設は「ア 建築物の種類」に該当しないため，自動二輪車の駐車場を設置する義務は生じません。

自動車の駐車場を引き下げることができるの？

(4) 自動車の駐車場の義務付け台数の緩和

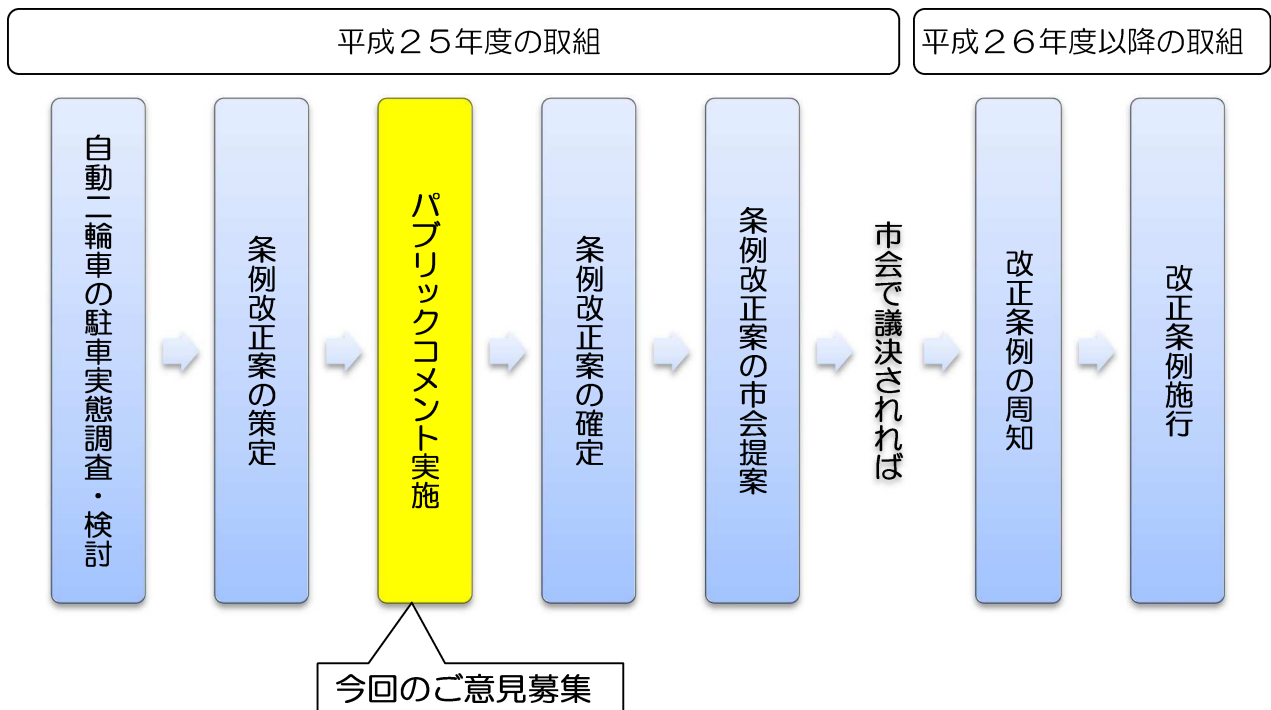
自動車の駐車場における台数の緩和

設置する自動二輪車の駐車場の台数に応じて，自動車の駐車場の台数を減らすことができるようにします※⁵。

また，既に自動車の駐車場を設置している建築物においても，自動二輪車の駐車場を設置される場合は，自動車の駐車場の台数を減らすことができるようにします。

※⁵ 自動車の駐車場の義務付け台数が1台の場合は，自動車の駐車場を1台確保していただく必要があります。

2 今後の予定について



3 ご意見の募集内容及び募集期間

募集内容

京都市駐車場条例の改正案(建築物に自動二輪車の駐車場の設置を義務付ける付置義務制度の導入)に関するご意見

募集期間

平成25年11月1日(金)～平成25年11月29日(金)(当日の消印有効)



問合せ先

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505

FAX：075-222-3472

URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-15-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

平成25年11月発行 京都市印刷物第254549号

ご不明な点がございましたら、上記の問合せ先へご連絡ください。